

2020年4月1日

筑波大学

学生部学生生活課経済支援チーム 御中

公益財団法人 春秋育英会
常務理事 瀬古 武夫

2020年度 奨学生推薦方ご依頼の件

拝啓 陽春の候 愈々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊会業務に関しましては、平素より格別のご高配を賜りまして誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、2020年度の奨学生募集にあたりまして下記の通りご案内申し上げます。奨学金の内容（奨学金額、返還金額等）につきましては規程をご覧ください。

添付の通り、貴校よりご推薦頂く奨学生の応募に関わる関係書類をご送付致しますので、規程に定める提出書類を5月31日（日）までに弊会宛ご返送下さいますようお願い申し上げます。

なお、採用の可否の通知につきましては弊会所定の手続きを経た上で、大学及び各応募者の皆様にご案内申し上げますが、大学よりも各応募者の皆様にご確認の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 推薦依頼数

大学学部生 2 名

2. 推薦基準

心身健全、学力優秀かつ経済的理由により修学困難な方（原則として保護者の年収が800万円以下）とします。（別紙の「推薦基準」をご参照願います）

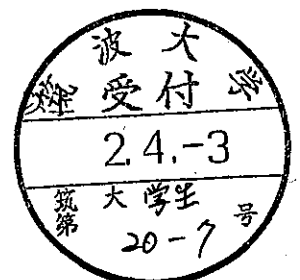
3. 送付書類

貴校資料 : 「定款」「奨学金規程」「奨学生願書」「パンフレット」
奨学生用 : 「奨学金規程」「奨学生願書」「パンフレット」

4. 提出書類 別紙の「提出書類」をご参照願います。

5. 採用決定 6月下旬に大学および学生に通知

提出書類等の照会先：☎03-5225-0831 （担当：金子）



【別紙】

〈奨学金支給概要〉

支給月額:一律 30,000 円【内訳:20,000 円給与、10,000 円貸与】

2. 推薦基準の「注意事項」は下記の通りです。

「大学学部生」について

- ①原則として修了時年齢は26歳を超えないものとする。
- ②日本在住の所定の保証人が得られるもの。
- ③外国人留学生は含まれないものとする。

4. 提出書類の「注意事項」は下記の通りです。

「奨学金規程」に定める提出書類

「大学学部生」について

- ①「奨学生願書」:
 - ・添付の所定用紙を使用して、本人自筆の履歴等、写真添付（別途、履歴書・写真は不要）
 - ・連帯保証人（父母またはそれに準ずる方）の署名押印、
 - ・学校長・学部長またはそれに準ずる方の推薦・署名押印
- ②「在学証明書」: 大学発行のもの
- ③「成績証明書」: 新入生は高校最終学年のもの、在校生は大学発行のもの
- ④「所得証明書」: 連帯保証人については原則として市区町村長発行のもの（取得出来る直近のもの）
- ⑤「住民票」:
 - ・奨学生志願者の本人と家族全員分（除く別生計者）
 - ・同一世帯員でない場合の連帯保証人分

*尚、他の奨学金との併用は問題有りません。

以上

奨学生願書

採用年度	西暦 2020 年度			奨学生番号			
	区分		大学院修士課程・大学学部				
カタカナ				性別	在籍学校	(学校名)	
氏名				男 女			
生年月日	西暦	年	月	日	学部		学科
学校年次	在学年	年生	入学年	西暦	年	研究科	専攻
本人住所	〒 携帯電話番号： - -					自宅	
	(マンション、アパート名も記入) E-mailアドレス(個人用)：					自宅外	
家族住所	〒 電話番号 () (マンション、アパート名も記入)						
同一世帯の 家族	続柄	氏名		年齢	別居の有無	勤務先・在学校・学年等	年収
					有・無		千円
					有・無		
					有・無		
					有・無		
					有・無		
<p>以上のとおり記載事項に相違ありません。貴会の奨学生として採用いただきますよう 関係書類を添え、連帯保証人と連署してお願いいたします。</p> <p>尚、採用の上は貴会の諸規程に従い、奨学生としての責務をはたすことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公益財団法人 春秋育英会 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本人氏名 印 (自署・押印) _____</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人氏名 印 (自署・押印) _____</p> <p style="text-align: center;">※ 連帯保証人は父母またはこれに準ずる人です。</p>							
連帯保証人の住所	〒 電話番号 () (マンション、アパート名も記入)						
本人との続柄			生年月日	西暦	年	月	日

*太枠の中をご記入下さい。
*裏面もご記入下さい。

(様式1)

本人の履歴 (西暦)	年 月	中学校卒業	写真添付のこと (4cm×3cm)
	年 月	高等学校入学	
	年 月	高等学校卒業	
	年 月	入学	
	(その他)		

奨学生 志望理由	(奨学金を必要とする理由等を記入のこと)

表記の学生、生徒を奨学生として推薦します。

年 月 日

(学校長、学部長またはそれに準ずる方から推薦をお願いいたします。)

公益財団法人 春秋育英会 奨学金規程

本会の事業並びに沿革

本会は、社会の発展と国民生活の向上は偏に教育の普及・充実にあるとの理念に基づき、昭和30年10月27日、当時、日本火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）の支援の下に、財団法人春秋育英会を設立しました。以来、今日に至るまで奨学育英事業を通じ多くの有為の青年を社会に送り出して来ました。

本会は、本規定に定める諸条件を備える者に広く進学の手を助け教育の普及・充実に寄与しようとするものであります。

奨学金規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条

この規程は、公益財団法人春秋育英会定款第4条に基づき、本会の奨学育英事業について基本的な事項を定め、その業務の適正且つ確実な運営を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条

本会が学資を給貸与する者は次の各号に該当し、心身健全、学力優秀であり、かつ経済的理由により修学困難であると認められた者とする。

- (1) 原則として22歳までの短期大学生
- (2) 原則として26歳までの大学学部生
- (3) 原則として30歳までの大学院修士課程生

2. 本会から学資の給貸与を受ける者を奨学生と称し、給貸与する学資を奨学金と称する。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(応募の手続き)

第3条

奨学生志望者は、次の書類を一括して、在籍学校事務局を通じて定められた期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（本人自筆、連帯保証人と連署）
- (2) 学校長または学部長の推薦（奨学生願書に明記）
- (3) 写真1枚：上半身近影 4cm×3cm（奨学生願書に添付）
- (4) 在学証明書
- (5) 成績証明書（新入学者の場合は高校最終学年を含むもの）
- (6) 連帯保証人の市町村長発行の所得証明書（取得できる直近のもの）
- (7) 奨学生志望者の家族全員の住民票（生計を別にしているものを除く）
- (8) その他、必要と認められる書類

2. 前項の連帯保証人は原則として奨学生志望者の父母とし兄弟姉妹が主たる家計維持者の場合はその者とする。連帯保証人が同一世帯員でない場合は、その者の住民票も提出するものとする。

(奨学生の決定)

第4条

奨学生は各年度の事業計画に基づき、理事会（選考会）がこれを選考後、在籍学校および本人に通知する。

2. 奨学生は「誓約書・振込口座届」を提出しなければならない。
3. 首都圏在住の奨学生については当会にて面接を行う。

(奨学金及び交付方法)

第5条

奨学金は、月額30,000円とし、20,000円を給与とし、残りの10,000円を無利息の貸与とする。

2. 奨学金は、1学年を4期分（一期は3か月分）に分けて、原則として本人指定のゆうちょ銀行口座に送金する。

(奨学金交付期間)

第6条

奨学金の交付期間は、原則として在学する学校の正規の修学期間とする。

2. 修学の中途より奨学金を交付する場合は、残りの修学期間とする。

(継続時の手続き)

第7条

奨学金の継続を希望するものは毎年度終了後に「学業成績証明書」「奨学金継続願」「学校生活の報告」を提出しなければならない。

2. 首都圏在住の奨学生については毎年4月に当会にて面接を行う。

(終了時の提出)

第8条

奨学金交付期間の最終年度の3月に「感想文」を提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第9条

奨学生は次の各号に該当する場合は、在学中の貸与奨学金について借用証書を作成し、連帯保証人2名と連署のうえ、遅滞無く提出しなければならない。

- (1) 第6条に定める奨学金の交付期間が満了したとき
- (2) 中途退学したとき
- (3) 奨学金の交付を辞退したとき
- (4) 第15条により奨学金の返納を命ぜられたとき
- (5) 第14条により奨学金の交付を停止したとき

但し、同条但し書きに該当する場合を除く。

2. 連帯保証人は、原則として奨学金交付期間中の連帯保証人と、返済期間中資力のある、奨学生と4親等以内の者（住民票添付）の2名とする。

(返済期間及び返済方法)

第10条

奨学金の返済期間は、修学期間のうち奨学金の交付を受けた期間の1.5倍の年数とする。但し、修学期間を終了した後、1年間は返済を猶予する。

但し、第11条で定める返済猶予の適用を受けた者の取扱いは別に定める。

2. 奨学生が第14条の規程により奨学生の資格を喪失したか、または中途退学した場合も前項と同じ。
3. 返済方法は年2回（原則6月および12月）の均等分割返済とする。
4. 貸与奨学金は一括返済および繰上げ返済することができる。

(奨学金の返還猶予)

第11条

奨学生であった者は、下記事由の場合は願い出により返済を猶予する事がある。

この時当該事由の証明書を提出するものとする。

- (1) 在学中または進学したとき
- (2) 海外の学校に留学するとき
- (3) 災害または傷病により返済が困難になったとき
- (4) その他真にやむを得ない事由で返済が著しく困難なとき

2. 返済猶予の期間は前項第1号、第2号のときはその事由の継続期間中とし、その他の事由のときは1年間とし願い出により更に延長することができる。

但し、上記1項、2項の猶予期間は第10条第1項で定めた返済期間を含め10年を限度とする。

(奨学金の返済免除)

第12条

奨学生または奨学生であった者が死亡し、または心身障害のため、貸与奨学金の返済未済額または、その一部について返済不能になったとき、その他特に必要があるときは、その全部または一部について返済を免除することがある。

(遅延損害金)

第13条

奨学生であった者は、第10条で定める返済期日に所定の貸与奨学金の返済を怠った場合は、遅延損害金を徴収するものとする。遅延損害金は月利1%とし、月利単位で賦課する。但し月単位未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 奨学生であった者または連帯保証人が貸与奨学金の返済を引き続き3か月以上延滞したとき、「期限の利益」を放棄させ、貸与奨学金の全額と遅延損害金を併せて返済を請求することがある。

(奨学金の停止・復活)

第14条

奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の交付を停止する。

- (1) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (2) 留年、又は休学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき

但し、上記2号および3号に該当する者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の返納)

第15条

奨学生が学生としてふさわしくない行為をした場合、または当財団の定める規程に違反した場合は、奨学金の交付を停止し、交付した奨学金の一部または全部を返還させる場合がある。

第3章 雑 則

(異動届出)

第16条

奨学生は次の事項について、その都度届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所、連絡先電話番号、その他の異動が生じた場合
- (2) 留年、休学、復学、転学又は退学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 連帯保証人を変更する場合
- (5) 連帯保証人の住所その他主要なる事項に変更があったとき

(返済中の異動の届出)

第17条

奨学生であった者が下記事由に該当するとき、直ちに届出なければならない。

- (1) 貸与奨学金の返済完了前に氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先の変更、その他重要な事項の変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更および連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。尚、財団法人春秋育英会奨学金規程は同時に廃止する。但し、施行前から引き続き奨学生である者は、なお従前の例による。

家 庭 調 査 書

申 請 者	所 属	学群 _____ 学類 _____ 年次 _____								
		課程 _____ 学院 _____ 研究群 _____ 年次 _____								
	学籍番号	性別 男・女	現住所 TEL ()							
	フリガナ									
氏 名		家族住所 TEL ()								
家 族 及 び 所 得	続柄	氏 名	年 齢	職 業	在職期間	勤 務 先 名 称	給与所得の収入金額 (税込)	給与所得以外の所得金額		
	就学者を除く家族	父				年		万円	万円	
		母				年		万円	万円	
	父または母 死亡・離別の場合		時期 (年 月) 理由 ()							
	主たる家計支持者無職等の場合		時期 (年 月) 理由 ()							
					年		万円	万円		
					年		万円	万円		
					年		万円	万円		
					年		万円	万円		
	別居者に 家計支持者に○印	続柄	氏 名	年 齢	学 校 名	設置者別	学校種別	通学別	控 除 額	
本人				筑波大学	国立		※自宅 自宅外	万円		
					※国公立 私立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自宅 自宅外	万円		
					※国公立 私立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自宅 自宅外	万円		
					※国公立 私立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自宅 自宅外	万円		
家 庭 の 特 殊 事 情	特別控除項目	控除有無								
	障害者がある世帯	※有・無	続柄 () 氏名 () 手帳番号 ()	万円						
	その他									
本 人 の 状 況	家庭からの給付	月額 (千円)					認 定			
	アルバイト	月額 (千円) 内容 ()	総収入金額 ①				万円			
	奨学金	受給中	月額 (千円) 団体名 ()	必要経費 ②				万円		
		申請中	月額 (千円) 団体名 ()	特別控除額 ③				万円		
	その他の収入	月額 (千円) 内容 ()	総所得金額 ④=①-②-③				万円			
学 業 成 績	評 価	高等学校	.5	4	3	2	1	平均値	収入基準額	世帯人数 人
		大学 (院)	A	-	B	C	-			⑤
	修得単位数または科目数							家計充足率 ⑥=④÷⑤×100		

(注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。
 2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。
 (父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。
 3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。
 (父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)
 4. 「家庭の特殊事情」欄については、障害者のいる世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。
 5. 「学業成績」欄については、1年次生(編入学生を含む。)にあっては出身学校の成績を記入(科目数で平均値を算出)し、成績証明書を添付すること。2年次以上の者にあっては、前年度までの成績(修得単位数で平均値を算出)を記入し、成績証明書を添付すること。